

令和7年度中芸広域連合地域包括支援センター運営方針及び事業計画

1 中芸広域連合高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の理念

- I 広域連合や構成町村、サービス提供者は、サービス利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたった良質かつ適切なサービスを提供します。
- II 住民は、日ごろから社会参加を心がけ、自らの健康増進や要介護状態への予防に努め、広域連合や構成町村、地域がそれを支援します。
- III 広域連合や構成町村、サービス提供者は、利用者の家族や地域を支えるすべてのひとに目配りを忘れず、地域福祉の向上に努めます。

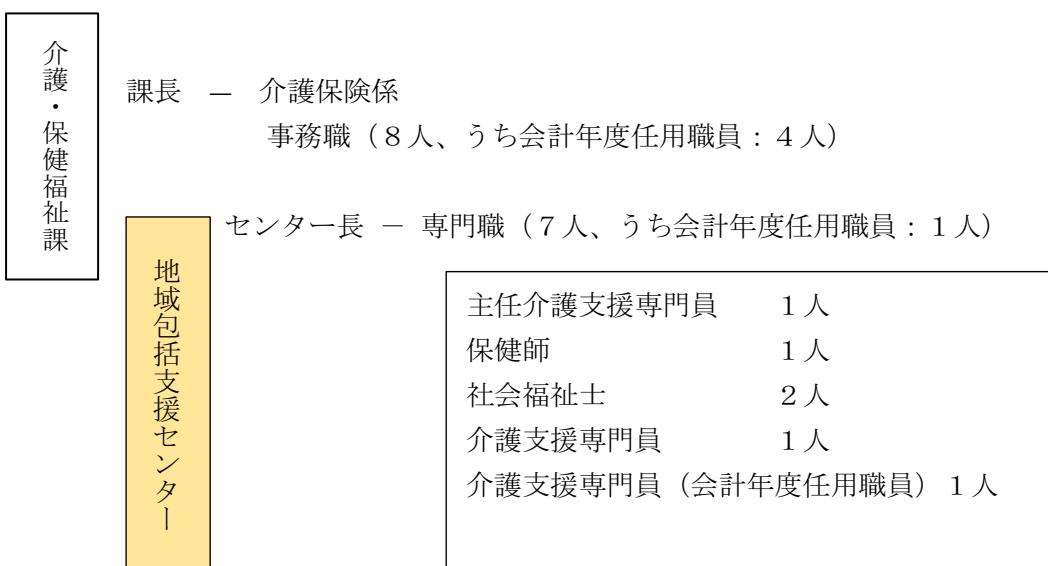
2 中芸広域連合地域包括支援センター運営方針

(1) 基本方針

地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業などを通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことで、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する取り組みを行っています。

中芸地域でも、高齢化率が年々上昇し令和7年3月末では45%を超えており、高齢者を取り巻く現状は、ますます複雑化・複合化してきています。国においては、地域包括支援センターが機能を適切に発揮していくために、地域包括支援センターの業務状況を明らかにし、それに基づいた機能強化が必要であるとされており、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化が求められています。高齢者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を継続できることを目標に、多様化する相談等に対応する為、相談にあたる専門職の機能強化などにも努めます。

(2) 組織運営体制



3 令和7年度事業計画

(1) 介護予防

① 住民運営による通いの場づくり／ネットワーク会

介護予防の啓発により、住民が運営する通いの場は、令和6年度末現在で65か所です。人口減少や参加者の高齢化により、集まる人数が減ったり、集いを休止している場所もありますが、身近な地域でお互いさまの関係を持続させていくためにとても大事な住民活動となっており、今後も活動を継続していくよう、関係機関と連携して取り組んでいきます。

② 相談支援体制の充実

介護保険サービス利用初回申請時に、相談内容の聞き取りを行い、必要時には訪問を実施し、介護保険サービスや保険外のサービスの必要性について、介護・保健福祉課と町村の担当者、社会福祉協議会と本人にとって必要な支援体制をとれるよう協議を実施していきます。

(2) 認知症地域支援施策の推進

認知症の早期対応、早期介入のために、認知症初期集中支援チームを田野病院とはまうづ医院に設置し、認知症の診断を受けていない又は、必要な介護サービスにつながっていない事例に短期間に集中的に専門職が関わることで、医療や介護サービス、地域の支援につながる取組みを行っていきます。住民に対しては、認知症活動を幅広く啓発するために広報活動にも取り組んでいきます。

(3) 生活支援体制整備事業

各町村の社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置しています。定期的に連絡会を開催して、各地域の取組や課題等を共有し、住み慣れた地域で生活が継続できるための協議を行っていきます。

(4) 在宅医療介護連携推進事業

「看取りケア運営委員会」・「中芸de生きたい」を応援する会」

住み慣れた生活の場で最期まで自分らしく生きることができる地域を目指し、地域の関係者や住民が参加した講演会等を開催します。

(5) 人材確保支援事業補助金 (P28～P31)

中芸管内の介護事業所等への案内や中芸広域連合ホームページに掲載し、周知を図ります。